

用語説明

●IT技術

コンピュータやインターネットをはじめとする情報・通信に関する技術のことです。

●インフォーマルな支援・インフォーマルな活動や事業

法律や制度に基づく公的な（フォーマルな）福祉サービス等以外の、市民や団体、民間事業者等が制度に依らずに主体的に行う活動や事業です。

●NPO

営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

●エンパワメント

自分自身をみつめ、一人ひとりが本来もっている“生活していくための力”を引き出すよう、支援や条件整備を行う取り組みです。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）制度

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●ケアマネジメント

一人ひとりの状況に応じてサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）をつくり支援するしくみです。

●健康づくりプログラム

市民一人ひとりが、年代に応じた目標を通じて日々の暮らしや生活習慣を見直し、自分自身のプログラムを考えていただくものです。

●高次脳機能障害

脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●コーディネート・コーディネーター

コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。また、そうした調整を行う人をコーディネーターといいます。

●支援費制度

社会福祉基礎構造改革の一環として、行政がサービスを決定する措置制度を改め、利用者が選択し、事業者と契約して利用する制度が平成15年度に導入されました。なお、平成18年度からは障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に移行しました。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の可否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●指定管理者

公共施設の管理を委任するため、期間を決めて指定する団体です。

●社会福祉基礎構造改革

戦後期に形成されたわが国の社会福祉のしくみを、社会の変化にともなう福祉ニーズの多様化に対応させるための一連の制度改正のことをいい、平成12年に社会福祉に関する事業についての基本的な事項を定めた社会福祉法が改正されました。また、平成12年には介護保険制度も導入され、障害者福祉の分野では平成15年度から支援費制度が導入されました。

●障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的な自立を促進するために、求職に関する相談、職業準備訓練や実習等の調整、職場の環境改善や就職後の職場定着への助言などの就業に関する支援と、日常生活に関する助言等の生活面の支援を、雇用と福祉の関係機関と連携して一体的に行う機関です。

●障害者自立支援法

地域生活と就労をすすめる自立を支援するよう、障害種別ごとだった福祉サービス等を一元化して提供するための法律で、市町村・都道府県が障害福祉計画を策定することや費用負担（国・都道府県・市町村の財政責任の明確化と原則1割の利用者負担の導入）などが定められています。

●障害者の権利条約

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。今後、各国で批准に向けて国内法の整備がすすめられます。

●ジョブコーチ

障害者が就労している職場で、状況に応じて必要な技能の指導や理解の促進などの支援を行う専門職です。

●小地域福祉ネットワーク活動

おおむね小学校区ごとに設置されている校区福祉委員会が中心となり、住民による見守り・声掛けやサロン活動などを通じて、安心して暮らせるよう支援する活動が行われています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。後見人等には親族のほか、第三者後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選ばれることもあります。また、法人が後見人となって構成員が協力して支援する法人後見や、研修を受けた市民が専門家と連携して支援する市民後見人などの新たな担い手も増えつつあります。

●タウンくるバス

路線バスの利便性が低い地域での公共交通を確保するため、事業者と連携して運行しています。

●地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施するとともに、関係機関のネットワークを構築し障害のある人の地域での自立生活を支援する体制を整備するよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で設置しており、全体会と各種部会・ワーキングを通じて協議を行います。

●地域福祉

だれもが地域とつながりをもって自立して暮らせるよう支援するために、市民一人ひとりが主役となり、団体、事業者、行政などの地域のあらゆる力をあわせていく新しい福祉の理念としくみです。

●デージー図書

図書をCD-ROMに録音したもので、長時間の録音ができるとともに目次検索や読みたい箇所の頭出しなどができます。デージー図書再生専用機器やパソコンで聞くことができます。

●特別支援教育

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した生活をおくるために必要な力を培うよう、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育を、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導（ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で行います）で行います。

●難病

原因不明、治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。このうち、後遺症を残し社会復帰が極度に困難（もしくは不可能）で、医療費も高額で経済

的な問題や介護等の負担の大きい疾病を「特定疾患」といいます。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。（従来の「地域福祉権利擁護事業」が名称変更されたものです。）

●寝屋川市みんなのまち基本条例

市民参画・協働のまちづくりを推進するために、寝屋川市における自治の基本的な理念と原則を明らかにし、市のまちづくりのしくみやルールを決めた条例（自治基本条例）です。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会だという、社会福祉の基本となる考え方です。

●発達障害

乳児期から幼児期にかけてのさまざまな原因で発達の遅れや歪みなどが生じる障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあり、一人ひとりの状況に応じた療育や支援の取り組みがすすめられています。

●パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー

障害がある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをいいます。

●ピアカウンセリング

同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立をすすめるうえで意義のある取り組みです。

●ホームページ

インターネットを使って情報提供をするときに、情報をまとめて置いておくところです。

●まちかど福祉相談所

身近な相談と専門機関への橋渡し、地域住民の交流、福祉サービスやボランティア活動に関する情報提供を行う地域の拠点として、社会福祉協議会と校区福祉委員会が連携して設置し

ています。

●ユニバーサルデザイン

障害がある人などのために配慮するというバリアフリーの考え方を超えて、だれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという考え方です。

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期、青少年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

●留守家庭児童会

保護者の就労等により保護育成を必要としている小学校1年生から3年生までの児童の放課後や学校休業日の生活拠点として、すべての市立小学校に開設しています。

●レスパイトサービス

障害のある人の介護や障害のある子どもの育児をしている家族が休養したり趣味活動することなどにより、生活の質を高めていくことを支援するサービスのことをいいます。

寝屋川市障害者長期計画（第２次計画）

平成20年３月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
（市立総合センター２階）

TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は1,000部作成し、１部あたりの印刷単価は400円です。

